

指数オプション取引制度要綱

2021年9月21日現在
株式会社大阪取引所

項目	内容	備考
<p>I 取引の仕組みについて</p> <p>1 取引対象</p> <p>2 立会方法</p> <p>(1) 立会の対象</p> <p>(2) 立会の区分及び取引時間</p> <p>(3) 立会方法</p> <p>3 限月取引及びその数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日経平均プットオプション及び日経平均コールオプション ・ 東証株価指数プットオプション及び東証株価指数コールオプション ・ JPX日経インデックス400プットオプション及びJPX日経インデックス400コールオプション ・ 東証銀行業株価指数プットオプション及び東証銀行業株価指数コールオプション ・ 東証REIT指数プットオプション及び東証REIT指数コールオプション <ul style="list-style-type: none"> ・ 各指数オプション取引の通常限月取引及び週次設定限月取引（日経平均オプションに限る。）を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> ➢ オープニング・セッション：午前8時45分 ➢ レギュラー・セッション：午前8時45分から午後3時10分 ➢ クロージング・セッション：午後3時15分 ・ 夜間立会 <ul style="list-style-type: none"> ➢ オープニング・セッション：午後4時30分 ➢ レギュラー・セッション：午後4時30分から翌日の午前5時55分 ➢ クロージング・セッション：翌日の午前6時 ・ 売買システムによる取引とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数オプション取引は、取引対象オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、それぞれに定める限月取引により行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 日経平均オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引（毎月の第二金曜日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日を取引最終日とする限月取引を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプションはフレックス限月取引のみを行う。 ・ フレックス限月取引はJ-NET取引のみを行う。 ・ 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプションはフレックス限月取引のみを行うため、対象外とする。 ・ 当社が必要と認める場合には、取引時間を臨時に変更できるものとする。 ・ 毎週の金曜日（第二金曜日を除く）及び毎月の第二金曜日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 ・ 指数オプション取引における取引日は、午後4時15分からその翌営業

項目	内容	備考
	<p>いう。以下同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月、6月、9月及び12月の限月取引のうち19限月取引と当該限月取引以外の直近の6限月取引の25限月取引制とする。 ▶ 各限月取引の期間は、6月及び12月の各限月取引については8年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月、その他の各限月取引については9か月とする。 <p>(b) 週次設定限月取引（毎週の金曜日（毎月の第二金曜日を除く）の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 直近の4週次設定限月取引とする。 <p>(c) フレックス限月取引（取引参加者の申請に基づき設定する限月取引をいう。以下同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取引参加者からの申請に基づく日を取引最終日として設定する。ただし、ただし、取引最終日は申請日から起算して5日（休業日を除く）が経過した日から、申請日から起算して5年が経過した日までの間の日に限る。 <p>b 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション 通常限月取引</p> <p>(a) 通常限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 3月、6月、9月及び12月の限月取引のうち13限月取引と当該限月取引以外の直近の6限月取引の19限月取引制とする。 ▶ 各限月取引の期間は、6月及び12月の各限月取引については5年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月、その他の各限月取引については9か月とする。 <p>(b) フレックス限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取引参加者からの申請に基づく日を取引最終日として設定する。ただし、ただし、取引最終日は申請日から起算して5日（休業日を除く）が経過した日から、申請日から起算して5年が経過した日までの間の日に限る。 <p>c 東証銀行業株価指数オプション及び東証REIT指数オプション フレックス限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取引参加者からの申請に基づく日を取引最終日として設定する。ただし、ただし、取引最終日は申請日から起算して5日（休業日を除く）が経過した日から、申請日から起算して5年が経過した日までの間の日に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常限月取引及び週次設定限月取引については、最初に取引最終日が到来する限月取引（以下「直近限月取引」という。）の取引最終日の翌取引日の日中取引から新たな限月取引を開始する。 	<p>日の午後4時までの1サイクルとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

項目	内容	備考
<p>4 権利行使価格の設定</p> <p>(1) 新規設定時の権利行使価格の 間隔（刻み）</p> <p>(2) 権利行使価格 の新規設定</p> <p>(3) 権利行使価格 の追加設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな通常限月取引及び週次設定限月取引に設定する権利行使価格の刻みは、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 日経平均オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引 日経平均株価の数値につき、250円刻みで設定する250円の整数倍の数値とする。 (b) 週次設定限月取引 日経平均株価の数値につき、125円刻みで設定する125円の整数倍の数値とする。 b 東証株価指数オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引 東証株価指数の数値につき、50ポイント刻みで設定する50ポイントの整数倍の数値とする。 c JPX日経インデックス400オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引 JPX日経インデックス400の数値につき、500ポイント刻みで設定する500ポイントの整数倍の数値とする。 ・ 新たなフレックス限月取引に設定する権利行使価格の刻みは、各対象指数の数値につき、小数点2桁までの数値とする。 ・ 新たな通常限月取引及び週次設定限月取引に設定する権利行使価格は、取引開始日の前営業日における対象指数の最終の数値に最も近接する権利行使価格（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値とする。以下同じ。）を中心として、次のとおり設定する。 <ul style="list-style-type: none"> a 日経平均オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引 上下16種類ずつ、合計33種類 (b) 週次設定限月取引 上下24種類ずつ、合計49種類 b 東証株価指数オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引上下6種類ずつ、合計13種類 c JPX日経インデックス400オプション <ul style="list-style-type: none"> (a) 通常限月取引 上下8種類ずつ、合計17種類 ・ 新たなフレックス限月取引に設定する権利行使価格は、取引参加者の申請に基づく権利行使価格を設定する。 ・ ただし、当社が必要と認める場合には、権利行使価格の数を変更することができる。 ・ 通常限月取引又は週次設定限月取引に設定する権利行使価格の追加設定は、前営業日の最終の対象指数の数値に最も近接する権利行使価格を上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ次のとおり設定されるように行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が必要と認める場合には、権利行使価格の刻みを変更することができる。 ・ 当社が適当と認める範囲の権利行使価格に限る。 ・ 当社が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

項目	内容	備考
<p>(4) 通常限月取引及び週次設定限月取引における取引参加者からの申請に基づく権利行使価格の追加設定</p> <p>5 立会における取引契約締結の方法</p>	<p>a 日経平均オプション</p> <p>(a) 通常限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引期間が3か月超の限月取引 250円刻みで、連続して16種類 ・ 取引期間が3か月以下の限月取引 125円刻みで、連続して16種類 <p>(b) 週次設定限月取引 125円刻みで、連続して24種類</p> <p>b 東証株価指数オプション</p> <p>(a) 取引期間が3か月超の限月取引 50ポイント刻みで、連続して6種類</p> <p>(b) 取引期間が3か月以下の限月取引 25ポイント刻みで、連続して9種類</p> <p>c JPX 日経インデックス 400 オプション</p> <p>(a) 取引期間が3か月超の限月取引 500ポイント刻みで、連続して8種類</p> <p>(b) 取引期間が3か月以下の限月取引 250ポイント刻みで、連続して8種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加設定する日が、取引最終日と同一の週に属するときは、追加設定を行わないことができる。 ・ フレックス限月取引に設定する権利行使価格の追加設定は、取引参加者の申請に基づく権利行使価格を設定する。ただし、取引最終日が申請日から起算して5日（休業日を除く）が経過する日までの間に到来する場合には、追加設定を行わない。 ・ 当社は、取引参加者からの申請に基づき、当社が適当と認める範囲で、通常限月取引又は週次設定限月取引に設定する権利行使価格の追加設定を行うことができる。 ・ 追加設定を行うことのできる権利行使価格の刻みは、取引対象及び限月取引の区分に応じてそれぞれ次のとおりとする。 <p>a 日経平均オプション</p> <p>(a) 通常限月取引 500円刻み</p> <p>(b) 週次設定限月取引 250円刻み</p> <p>b 東証株価指数オプション 50ポイント刻み</p> <p>c JPX 日経インデックス 400 オプション 500ポイント刻み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前々月の最終営業日の前営業日から前月の最終営業日の前々営業日までに申請された権利行使価格は、原則として、当月の月初第一営業日（設定日）に設定する。 ・ 個別競争取引とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定日の日中立会及びJ-NET取引から取引を行うことができる。

項目	内容	備考
<p>6 取引換算額、立会における呼値及び値幅制限</p> <p>(1) 取引換算額</p> <p>(2) 呼値</p> <p>(3) 呼値の単位</p> <p>(4) 制限値幅</p>	<p>a 日経平均オプション 1,000円とする。</p> <p>b 東証株価指数オプション 1万円とする。</p> <p>c JPX日経インデックス400オプション 1,000円とする。</p> <p>d 東証銀行業株価指数オプション 1万円とする。</p> <p>f 東証REIT指数オプション 1,000円とする。</p> <p>・ 成行及び指値とする。</p> <p>・ 呼値は、次の有効期間条件又は執行数量条件を付して行わなければならない。</p> <p>a 通常条件 日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。</p> <p>b 指定期間条件 当社が別に定める期間の範囲内で指定した期間が満了する日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の日中立会終了時まで有効とする条件とする。</p> <p>c 残数量取消条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。</p> <p>d 全数量執行条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。</p> <p>・ 呼値の効力は、上記各条件のとおりとする。</p> <p>a 日経平均オプション 呼値が100円以下の場合は1円、100円を超える場合は5円とする。</p> <p>b 東証株価指数オプション 呼値が20ポイント以下の場合は0.1ポイント、20ポイントを超える場合は0.5ポイントとする。</p> <p>c JPX日経インデックス400オプション 呼値が50ポイント以下の場合は1ポイント、50ポイントを超える場合は5ポイントとする。</p> <p>・ 呼値は当社が定める値幅の限度を超える値段により行うことができないものとする。</p> <p>・ 値幅の限度は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。</p>	<p>・ 成行呼値は、有効期間条件を付して行うことができない。</p> <p>・ オープニング・オークション及びクローズング・オークション等においては、全数量執行条件を付して呼値を行うことができない。</p> <p>・ 基準値段は、原則として、前取引日の清算価格（株式会社日本証券ク</p>

項目	内容	備考										
	<ul style="list-style-type: none"> 制限値幅は、指数オプション取引制限値幅算定基準値に、対象指数ごとに各銘柄の基準値段に応じて設定した下表の値を乗じて得た数値とする。 	<p>リアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が指数オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「指数オプション取引制限値幅算定基準値」とは、当社が定める期間における対象指数を同一とする指数先物取引の中心限月取引に係る毎取引日の基準値段の平均値とする。 「当社が定める期間」とは、3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日に終了する取引日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）前25日に当たる日に終了する取引日から起算して20日間をいう。 										
	<p><日経平均株価></p> <table border="1" data-bbox="451 728 1082 1019"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50円未満</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>50円以上200円未満</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>200円以上500円未満</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>500円以上</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値	50円未満	4%	50円以上200円未満	6%	200円以上500円未満	8%	500円以上	11%	
基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値											
50円未満	4%											
50円以上200円未満	6%											
200円以上500円未満	8%											
500円以上	11%											
	<p><東証株価指数></p> <table border="1" data-bbox="451 1088 1082 1379"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5pt. 未満</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>5pt. 以上20pt. 未満</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>20pt. 以上50pt. 未満</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>50pt. 以上</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値	5pt. 未満	4%	5pt. 以上20pt. 未満	6%	20pt. 以上50pt. 未満	8%	50pt. 以上	11%	
基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値											
5pt. 未満	4%											
5pt. 以上20pt. 未満	6%											
20pt. 以上50pt. 未満	8%											
50pt. 以上	11%											
	<p><JPX 日経インデックス 400></p> <table border="1" data-bbox="451 1449 1082 1740"> <thead> <tr> <th>基準値段</th> <th>指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50pt. 未満</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>50pt. 以上200pt. 未満</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>200pt. 以上500pt. 未満</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>500pt. 以上</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値	50pt. 未満	4%	50pt. 以上200pt. 未満	6%	200pt. 以上500pt. 未満	8%	500pt. 以上	11%	
基準値段	指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値											
50pt. 未満	4%											
50pt. 以上200pt. 未満	6%											
200pt. 以上500pt. 未満	8%											
500pt. 以上	11%											
	<ul style="list-style-type: none"> サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限（又は下限）を拡大する場合 <p>呼値の制限値幅の上限（又は下限）について、第一次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</p> b 当取引日において呼値の制限値幅の上限（又は下 											

項目	内容	備考
<p>7 立会における取引の一時中断</p> <p>(1) サーキット・ブレーカー</p> <p>(2) 即時約定可能値幅</p> <p>8 権利行使</p> <p>(1) 権利行使日等</p>	<p>限)を1回拡大している場合 呼値の制限値幅の上限(又は下限)について、第二次拡大制限値幅を基準値段に加減して得た値段に変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記第一次拡大制限値幅及び第二次拡大制限値幅は、それぞれ制限値幅及び第一次拡大制限値幅に、指数オプション取引制限値幅算定基準値に3%を乗じて得た値を加えて得るものとする。 ・ 当社は、必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができる。 ・ 指数先物取引についてサーキット・ブレーカーが発動した場合には、当該指数先物取引について取引を中断している間、当該指数先物取引と対象指数が同一の指数オプション取引について、取引を一時中断する。 ・ 上記により取引を一時中断する場合には、対象指数を同一とする指数オプション取引について、当社が定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。 ・ その他詳細については、「サーキット・ブレーカー制度について」参照。 ・ 指数オプション取引の各銘柄について、当社が定める基準となる値段(以下「基準値段」という。)から当社が定める値幅を超えて取引が成立することとなる場合には、当社が適当と認める時間を経過するまでの間、当該銘柄の取引を一時中断する。 ・ 指数オプション取引における権利行使日は、各銘柄の取引最終日の終了する日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)とする。 ・ ただし、フレックス限月取引の銘柄であって、オブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基準値段」は、日経平均オプション取引においては、原則、直前の約定値段、その他の指数オプション取引においては、原則、直前の立会における売呼値及び買呼値に係る仲値並びに直前の約定値段とする。ただし、取引の状況等を勘案して適当と認めるときは、本所がその都度定める値段とする。 ・ 「当社が定める値幅」は、基準値段の上下10ティックとする。 ・ 「当社が適当と認める時間」は、原則として、15秒間とする。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) オプション清算数値</p> <p>9 取引規制の方法</p> <p>II J-NET取引</p> <p>III ギブアップ取引</p> <p>IV 建玉移管</p>	<p>ション清算数値を取引最終日の終了する日における対象指数の最終の数値とするものについての権利行使日は、各銘柄の取引最終日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、当社が定める事由に該当する場合については、権利行使日を繰り延べることができる。 指数オプションの権利行使が行われたときは、権利行使日の翌日にオプション清算数値による決済を行うものとする。 権利行使日において、権利行使の申告が行われなかった指数オプションは、権利行使日の午後5時に消滅するものとする。 取引最終日の終了する日の翌日における対象指数各構成銘柄の東京証券取引所における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、当社が定める値段）に基づき算出した特別な指数とする。 ただし、フレックス限月取引の銘柄のうち、銘柄設定時に予め定めるものについては、取引最終日の終了する日における対象指数の最終の数値とする。 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> a 制限値幅の縮小 b 証拠金の差入日時の繰上げ c 証拠金額の引上げ d 証拠金の有価証券による代用の制限 e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f 取引代金の決済日前における預託の受入れ g 指数オプション取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等） h 建玉制限 <p>詳細については、「J-NET取引制度要綱」参照。</p> <p>詳細については、「ギブアップ制度要綱」参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、自己の計算による未決済約定及び顧客の委託の計算に基づく未決済約定を、他の取引参加者に移管することができる。 取引最終日を迎えた限月取引については、取引最終日の翌取引日以降において建玉の移管を行うことができない。 指数オプション取引に係る建玉の移管は、値段ゼロを当該未決済約定に係る約定値段として行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「先物・オプション取引に係る最終清算数値等に関するコンティンジェンシー・プラン」参照。 清算参加者（クリアリング機構が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格（以下「清算資格」という。）を有する者をいう。以下同じ。）の建玉移管に関する事項は、クリアリング機構が定める。

項目	内容	備考
V 証拠金及び決済について	<ul style="list-style-type: none"> 詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金及び決済制度の概要」参照。 	
VI 参加者負担金	<ul style="list-style-type: none"> 詳細については、「取引参加者料金概要」参照。 	
VII その他		
1 相場情報システムで伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報を、相場情報システムで伝達するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 四本値、歩み値情報 b 銘柄別取引高及び取引代金 c 総取引高及び取引代金 d 銘柄別建玉残高 e 総建玉残高 f 銘柄別権利行使数量 g 最良気配及び数量 h 複数気配及び数量 i 清算価格 j 特別清算数値 k 銘柄別値付回数 相場情報システムにおいては、四本値及び取引高の情報について、日中取引に係るものと夜間立会に係るものに分けて伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法第130条及び第131条に基づき各銘柄ごとの四本値及び取引高の公表等（「大阪取引所日報」）を行う場合は、取引日ベースでこれを行う。 フレックス限月取引は伝達の対象外とする。
2 取引参加者別取引高等の開示		
(1) 取引参加者別取引高の開示	<ul style="list-style-type: none"> 日経平均オプション取引の直近限月取引について、ATM並びにITM2銘柄及びOTM8銘柄の銘柄別、取引参加者別、売り買い別取引高(上位20取引参加者)を開示することとする。 日中立会に係るものと夜間立会に係るものを区分して開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> J-NET取引については別に開示するものとする。 ATM (At-the-Money) とは、当日の対象指数の終値に最も近接する権利行使価格の銘柄をいう。 ITM (In-the-Money) とは、コール(プット)オプションにあつては、当日の対象指数の終値を下回る(上回る)権利行使価格の銘柄をいう。 OTM (Out-of-the-Money) とは、コール(プット)オプションにあつては、当日の対象指数の終値を上回る(下回る)権利行使価格の銘柄をいう。 週次設定限月取引及びフレックス限月取引は開示対象外とする。
(2) 取引参加者別建玉残高の開示	<ul style="list-style-type: none"> 日経平均オプション取引の直近限月取引について、週末における最終の日経平均株価の数値に最も近接する権利行使価格の銘柄及び上下2銘柄ずつの銘柄別、取引参加者別、売り買い差引建玉残高(上 	<ul style="list-style-type: none"> 週次設定限月取引及びフレックス限月取引は開示対象外とする。

項目	内容	備考
(3) 投資部門別取引内容の開示 付 則	位15取引参加者)を開示することとする。 ・ 週間及び月間の投資部門別、売り買い別取引高及び取引代金を開示することとする。 ・ 市場の状況によっては、上記内容の変更もありえる。	・ 週次設定限月取引及びフレックス限月取引は開示対象外とする。

以 上